

特定非営利活動法人天道流保存会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人天道流保存会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区南荻窪1丁目36番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 武道は心と身体の健全な調和をめざす修業の場であり、その源流である「古武道」は多くの流派として現在も活動している。この法人は、(天正年間より)450年の伝統を有する天道流武術の研修および広報を通じ、年齢、性別、国籍を問わずすべての人々へ日本の武道の精神を伝えていく活動を行う。この活動を通して、礼儀を重んじお互いを尊重し、また道具を大切に扱う心を育むことで次世代の青少年の育成にも寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に関わる事業

(1) 実技講習会、指導者育成研修会、「許」審査

(2) 座学及び初心者体験会

(3) 天道流に関する歴史的資料の収集、保管、広報活動(HP、SNS等)

(4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 その他の事業

(1) 天道流に関する道具及び備品の販売

(2) 天道流に関する書籍等の販売

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利

益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上20人以下

(2) 監事1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 会長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く(ことができる)。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 社員総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。）によって総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印

しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はオンラインにより開催の日の、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る）によって理事会に出席し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名あるいは押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の

議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに

残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で賛同を得た公共性のある団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	橋本久美子
理事長	木村恭子 天道流第十七代宗家
理事	小西新右衛門
理事	Bennett Alexander Campbell
理事	平野裕加里
理事	小笠原清基
理事	西岡文夫
監事	城崎建太郎 山崎
監事	玉置捷子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額

とする。

(1) 正会員入会金 5,000 円 正会員会費 5,000 円(1年間分)

年度途中からの入会は、上記の入会金、年会費を納入しなければならない。但し、
3月1日から8月31日の間に新規入会した場合、年会費の半額を申し受けることとする。

(2) 賛助会員 個人会費 一口 3,000 円 団体及び企業 一口 50,000 円

7 この法人の設立当初の主たる事務所は、東京都杉並区南荻窪1丁目36番3号に置く。

設立・役員変更用

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 天道流保存会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名		
1	理事・監事	はしもと くみこ 橋本 久美子	有・無	会長
2	理事・監事	きむら やすこ 木村 恭子	有・無	理事長
3	理事・監事	こにししんうえもん 小西新右衛門	有・無	理事
4	理事・監事	ベネット アレキサンダー キャンベル Bennett Alexander Campbell	有・無	理事
5	理事・監事	ひらの ゆかり 平野 裕加里	有・無	理事
6	理事・監事	おがさわらきよもと 小笠原 清基	有・無	理事
7	理事・監事	にしおか ふみお 西岡 文夫	有・無	理事
8	理事・監事	しろさき けんたろう 城崎 建太郎	有・無	監事
9	理事・監事	たまき かつこ 玉置 捷子	有・無	監事
10	理事・監事		有・無	

2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人 天道流保存会

1 事業実施の方針

「許」審査の実施により天道流の実技指導者を養成し、日本内外での実技講習会および初心者体験会の充実をはかり、将来的に安定した体制をつくることを目指す。

また各地で開かれる演武会、実技講習会、初心者体験会の模様を逐次ホームページやSNSに載せることで、広報活動の活発化をはかる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 420 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
実技講習会、指導者育成研修会、「許」審査	実技講習会(オンライン含む)、指導者育成研修会、修了及び指導資格の授与	随時	修武館 日本武道館 漱玉館 日本武道館 研修センター等	3	講習会参加希望者	5~10	330
座学及び初心者体験会	オンラインを含む初心者を対象とした体験会	随時	修武館 日本武道館 漱玉館 日本武道館 研修センター等	2	体験会参加希望者	15	30
天道流に関する歴史的資料の収集、保管、広報活動(HP、SNS等)	資料調査(図書館・ネット等)、HP及びSNSの運営	随時	事務局	3	関心のある一般市民	不特定多数	60

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 260 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
天道流に関する道具及び備品の販売	ロゴマーク入りポロシャツ、Tシャツ、道具袋、アクセサリーの販売	随時	研修会場 オンライン	2	200
天道流に関する書籍等の販売	教本(改訂版)の販売等	随時	研修会場 オンライン	1	60

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人 天道流保存会

1 事業実施の方針

主に前年度の方針を継続しつつ、さらに天道流（古武道）の歴史的資料の発掘、収集、保管を目指す。
また、武道具（薙刀、太刀、鎖鎌など）の現状を調査し、将来的に安定的に供給されていく道を模索する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 420 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
実技講習会、指導者育成研修会、「許」審査	実技講習会(オンライン含む)、指導者育成研修会、修了及び指導資格の授与	随時	修武館 日本武道館 漱玉館 日本武道館 研修センター等	3	講習会参加希望者	5～10	330
座学及び初心者体験会	オンラインを含む初心者を対象とした体験会	随時	修武館 日本武道館 漱玉館 日本武道館 研修センター等	2	体験会参加希望者	15	30
天道流に関する歴史的資料の収集、保管、広報活動(HP、SNS等)	資料調査(図書館・ネット等)、HP及びSNSの運営	随時	事務局	3	関心のある一般市民	不特定多数	60

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 160 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
天道流に関する道具及び備品の販売	ロゴマーク入りポロシャツ、Tシャツ、道具袋、アクセサリーの販売	随時	研修会場 オンライン	2	100
天道流に関する書籍等の販売	教本(改訂版)の販売等	随時	研修会場 オンライン	1	60

2025年度 活動予算書（その他事業がある場合）

設立・定款変更用

特定非営利活動法人 天道流保存会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		565,000		0	565,000
正会員受取会費（年会費5,000円x30名）	150,000				
賛助会員受取会費（個人3,000円x5名・企業・団体50,000円x5名）	265,000				
入会金（5,000円x30名）	150,000				
2 受取寄附金		500,000		0	500,000
受取寄附金	500,000				
施設等受入評価益		0			
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金		0			
4 事業収益		800,000		300,000	1,100,000
実技講習会、指導者育成研修会、「許」審査	740,000				
座学及び初心者体験会	60,000				
天道流に関する歴史的資料の収集、保管、広報活動（HP、SNS等）					
その他の前条の目的を達成するために必要な事業					
天道流に関する道具、備品の販売			300,000		
天道流に関する書籍等の販売					
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		1,865,000		300,000	2,165,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		90,000		0	90,000
給料手当	80,000				
役員報酬		0			
退職給付費用		0			
福利厚生費		0			
保険	10,000				
(2) その他経費		330,000		260,000	590,000
会議費	30,000				
旅費交通費	200,000				
施設等評価費用					
減価償却費					
印刷製本費					
会場費	100,000				
材料仕入れ費用			200,000		
製作委託費			60,000		
事業費計		420,000		260,000	680,000
2 管理費					
(1) 人件費				0	0
役員報酬					
指導料	100,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
保険	10,000				
(2) その他経費		210,000		0	210,000
消耗品費	10,000				
水道光熱費					
通信運搬費	50,000				
地代家賃					
旅費交通費	50,000				
減価償却費					
備品費	100,000				
管理費計		210,000		0	210,000
経常費用計		630,000		260,000	890,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		1,235,000		40,000	1,275,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益		0			
過年度損益修正益		0			
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損		0			
災害損失		0			
過年度損益修正損		0			
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		40,000		-40,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		1,275,000		0	1,275,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
設立時正味財産額・・・⑥					0
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					1,205,000

2026年度 活動予算書（その他事業がある場合）

設立・定款変更用

特定非営利活動法人 天道流保存会

(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費 正会員受取会費（年会費5,000円x40名） 賛助会員受取会費 入会金（5,000円x10名）	200,000 50,000	250,000		0	250,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	500,000	500,000 0		0	500,000
3	受取助成金等 受取補助金		0 0		0	0
4	事業収益 実技講習会、指導者育成研修会、「許」審査 座学及び初心者体験会 天道流に関する歴史的資料の収集、保管、広報活動（HP、SNS等） その他の前条の目的を達成するために必要な事業 天道流に関する道具、備品の販売 天道流に関する書籍等の販売	700,000 100,000	800,000	200,000	200,000	1,000,000
5	その他の収益 受取利息		0		0	0
経 常 収 益 計			1,550,000		200,000	1,750,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費 (2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費 会場費 材料仕入れ費用 製作委託費	80,000 10,000	90,000 0 0 0 0 330,000 30,000 200,000 100,000		0 160,000	90,000 490,000
事業費計			420,000		160,000	580,000
2	管理費 (1) 人件費 役員報酬 指導料 退職給付費用 福利厚生費 保険 (2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 備品費		0 0 100,000 0 0 10,000 0 10,000 0 50,000 0 100,000 0 100,000		0 0	0 0
管理費計			260,000		0	260,000
経 常 費 用 計			680,000		160,000	840,000
当期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			870,000		40,000	910,000
【C】 経 常 外 収 益						
固定資産売却益 過年度損益修正益			0 0			
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損			0 0 0			
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0		0	0
経 理 区 分 振 替 額・・・③			40,000		-40,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④			910,000		0	910,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤ 前期繰越正味財産額・・・⑥						70,000
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥			1,205,000			1,205,000
						2,045,000

特定非営利活動法人 天道流保存会 設立趣旨書

天道流は450年もの長い歴史を誇る古武道であり、薙刀、杖、太刀、小太刀、短刀、懐剣、鎖鎌などの武具を用いて編み出された武術です。戦後にスポーツ競技として親しまれている「新しいなぎなた」の基礎となる流派の一つでもあります。形(かた)そのものが真剣勝負と同じである「形試合」を基本としています。

現在、[REDACTED]、日本古武道振興会副会長、日本古武道協会理事また日本武道館評議員として重責を担いつつ、明治神宮、鹿島神宮奉納演武、120回を数える京都武徳殿での大会や日本武道館での古武道演武大会、また日本三大私設道場の1つである修武館(兵庫県伊丹市)をはじめとして国内外各地で演武、指導を実施しています。天道流は複数の同好会によって伝承されていますが、各地で行う演武や研修会は宗家および指導者の個人的な負担で実施されており、近年特に宗家の経済的負担の増大と共に、今後持続的に活動していくことは困難となっています。また、指導者の高齢化、人材不足により稽古や指導に支障もきたしています。

技の伝承には、歴史的資料となる文献や歴代宗家の武具なども重要ですが、二百以上の技が書かれた巻物や武具は散逸したままの状態であり、また、稽古に必要な武道具の入手が困難な状況は、天道流だけに限らず全ての武道にとっても将来的に重要な課題です。このような状況下、天道流の歴史やその精神を守り、技を正しく理解して国内外へ伝え、資料の管理をしていくことは宗家個人や同好会の活動だけでは限界を超えています。

天道流が任意団体のままでは伝統継承のための費用の徴収や寄付金の獲得などが困難なため、新たな仕組み作りが必要です。今後発展的に活動を継続していくために、組織を再編成し、天道流の活動に賛同する誰もが参加できる団体である特定非営利活動法人とすることを決意しました。法人格取得のあかつきには、国内外の道場やオンラインでの稽古、体験会を増やし、指導者育成の研修会の実施や歴史的資料(文献、武具)の収集、保管、管理のための費用の捻出が可能になります。また稽古に必要な武道具の材料に関する研究および作成、修理を行う技術者や関連企業などとの連携を模索します。天道流は年齢、性別、国籍を超えて個人の体力に合わせて柔軟に取り組み、普及推進により幅広い人的交流が生まれる生涯武道です。武道の精神は、礼儀をもってお互いの人格を尊重し健全な人間関係を育みます。

今後は定期的な総会の実施や法令等で定められた書類の作成、提出、一般への情報公開などを適切に行い、これまで実績を積み重ねてきた活動を発展させることで社会的信用を得ることにより健全な活動運営が実現できます。

令和7年 3月 19日

設立代表者

氏名 木村 恭子